

別表1 助成基準額

助成申請上限額の算出基準					
1. 時間の定義	(1)1コマの授業時間を1時間とみなす(小学校…45分で1コマ、中高校…50分で1コマ) (2)実施の都合でやむをえず時間が延びる場合はこれに限らない				
2. 対象となる時間	(1)クラス単位またはそれに準ずる人数の単位で福祉教育の実践を行った時間とする (2)学年全体や学校全体での講義や講演はクラス数に関わらず対象時間で処理をする 例)・4年生3クラス(1クラス40名)が3つの教室で10:00～10:50でそれぞれ開催…3クラス×1時間＝3時間 ・3学年120名が体育館で10:00～10:50で講演を聞く…1時間とする				
3. 対象時間の算出	(1)福祉教育を実施したクラス数または単位数×対象時間×実施回数とする (2)全体での講義や講演がある場合は、(1)の計算式に加えた合計として算出する 例)・1学年2クラスが1時間でそれぞれ開催し、10月と12月で行う…2クラス×1時間×2回＝4時間 ・上記学校が、さらに全校生徒を集めて1時間の講義を開催…上記の4時間＋1時間＝5時間				
4. 上限額	対象時間	5時間以下	6～9時間	10～14時間	15時間以上
	申請上限額	50,000円	60,000円	70,000円	80,000円

別表2 助成対象経費および助成対象外経費

事業区分	助成対象経費	内 容	助成額	補足
藤枝市福祉教育実践校事業実施要綱に基づいて事業を行う	講師謝礼	外部の者を講師として招いた場合	実費とする	目安として1人につき5,000円(1～2時間あたり) ※団体の場合は1団体につき
	交通費	講師等の移動にかかる交通費	実費とする	打合せ時のものも対象経費とする
	印刷製本費	活動に使用する教材、資料などを作成するための印刷費、コピー代等	印刷製本費と通信運搬費を合算した額は申請上限額の10%以内とする	事業報告書はそれぞれの経費を別項目に記入する
	通信運搬費	講師への資料・依頼文等の送付、広報、教材の送料、輸送料等		
	消耗品費、材料費	活動に使用する教材・材料等の購入費	30,000円を上限とする	
助成対象外経費		内 容	補 足	
福祉教育教材		高齢者疑似体験セット・点字盤等の市社協等での借用が可能なもの	学校の備品や他の活動で使用できる物等(デジタルカメラ・PC・SDカード等)を含む	
校内美化等に関する経費		校内清掃用具・花等の交流を目的としない物品		
贈答目的の既製品購入費		贈答用に使用する花・土産物等		